

富山県水道水質検査精度管理実施要領

1 目 的

この要領は、水道原水、水道水及び飲料水（以下、「水道水等」という。）の水質検査を実施する県内の検査機関における精度管理の実施に関して必要な事項を定め、試験分析技術の向上及び精度の確保を図ることを目的とする。

2 精度管理参加機関

精度管理に参加する機関（以下、「参加機関」という。）は、水道水等の水質検査を実施している機関で、次に掲げる機関とする。

- (1) 水道事業者
- (2) 水道用水供給事業者
- (3) 水道法第20条に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（富山県内から依頼を受けた水質検査を行っている機関を含む。）
- (4) 富山市保健所及び富山県厚生センター
- (5) 富山県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）

3 精度管理幹事会

水質検査の精度管理の協議調整等を行うため、精度管理幹事会（以下、「幹事会」という。）を置く。

4 幹事会の構成

幹事会は、次に掲げる機関に所属する職員で構成する。

- (1) 富山市上下水道局
- (2) 富山県企業局
- (3) 公益社団法人富山県薬剤師会
- (4) 富山県高岡厚生センター
- (5) 衛生研究所
- (6) 富山県厚生部生活衛生課（以下、「生活衛生課」という。）

5 幹事会の所掌事務

幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精度管理の実施に係る具体的な方針
- (2) 集計及び解析結果に対する考察及び評価並びに報告書の作成

6 精度管理実施計画の作成

毎年度、生活衛生課は、幹事会の方針に基づき、精度管理実施計画（以

下、「実施計画」という。)を定めるものとする。

7 精度管理の実施

生活衛生課の定めた実施計画に基づき実施するものとするが、試料の作製、参加機関から報告されたデータの集計及び解析並びに技術研修は、衛生研究所が担当するものとする。

8 庶務

幹事会の庶務は、生活衛生課において処理する。

附 則

この要領は、平成9年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。